

# 第1章 事務取扱要領

## 1 下水道の役割と目的

### (1) 生活環境の改善

下水道を整備することにより、くみ取り便所は水洗便所になり、悪臭や八工等の発生源、及び伝染病の発生の可能性がある汚水を速やかに排除することにより、快適な生活と良好な環境が得られます。

### (2) 浸水の防除

下水道は、雨水を速やかに排除して浸水をなくし、住民の貴重な生命や財産を守る役割をもっています。また、雨水の地下への浸透や貯留能力が減少して雨水の流出量が増大するようになり在来の雨水排除施設では排除しきれずに浸水被害を招いている例が多く、雨水排水施設の拡張や雨水の浸透、一時貯留などが実施されています。

### (3) 公共用水域の水質保全

下水道は、直接公共用水域に放流されていた汚水を処理してから放流するものであり、公共用水域の水質汚濁防止に最も大きな効果が期待できる施設です。

## 2 公共下水道と排水設備

公共下水道は、原則として地方公共団体が公費をもって公道等に設けるものですが、排水設備は、原則として個人、事業場等が、私費をもって自己の敷地内に設けるものです。排水設備は、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設置しなければならないものです。

汚水を排除する排水設備の範囲については、給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からとし、衛生器具、トラップ、阻集器、排水槽、ディスプレイ及び除害施設を含みます。また、洗濯機及び冷蔵庫等は排水管に直接接続されていないので、これから出る汚水を受ける排水管から排水設備とします。

雨水を排除する排水設備は、雨水を受ける設備すなわちルーフトレン、雨どい、排水管、排水溝又は雨水桝とします。

### 3 排水設備の設置

公共下水道の供用が開始された場合は、排水設備の設置義務者は、遅滞なく排水設備を設置しなければなりません。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合、その他政令で定める場合においては、この限りではありません。

#### (1) 排水設備の設置義務者

公共下水道の供用を開始したときの排水設備の設置義務については、下水道法第10条第1項に規定されており、排水設備を設置しなければならない者は、次のとおり定められています。

ア 建築物の敷地である土地にあっては、その建築物の所有者

イ 建築物の敷地でない土地（ウを除く。）にあっては、その土地の所有者

ウ 道路（道路法による「道路」をいう）その他の公共施設（建築物を除く。）を管理すべき者

なお、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者は、法第11条の3第1項によって処理開始の日から3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければなりません。

#### (2) 排水設備工事の実施者

排水設備の新設、増設、改築等（以下「新設等」という。）の工事及び処理区域内における水洗便所の改造工事は、公共下水道管理者の指定する工事店（以下「指定工事店」という。）に行わせないとできません。

##### ア 指定工事店制度

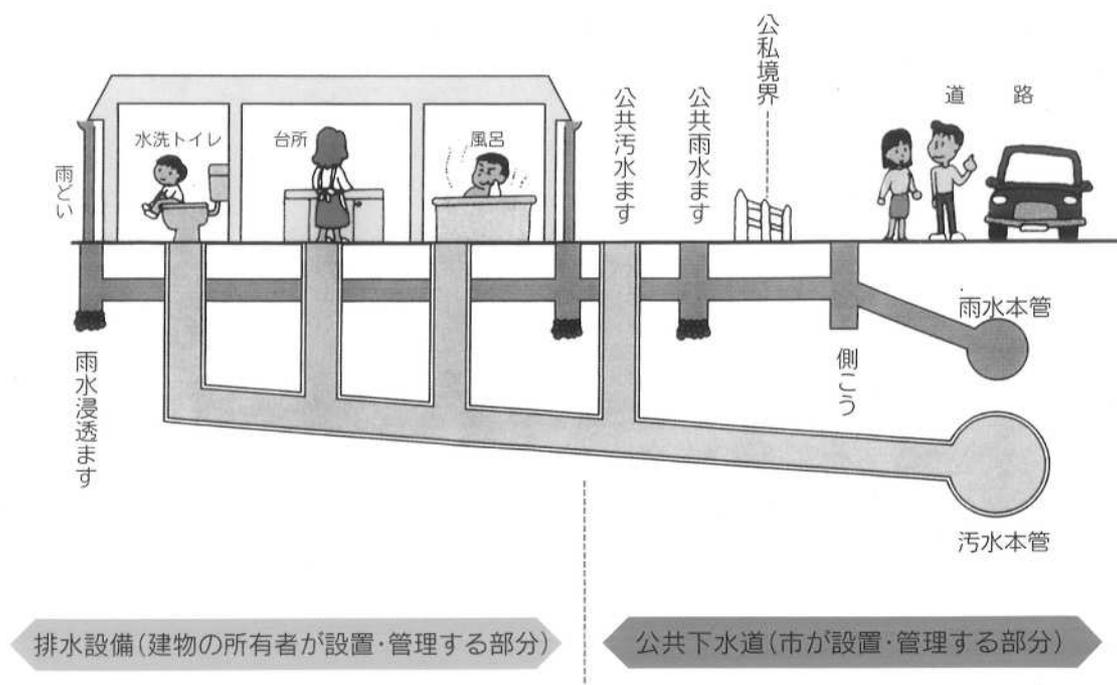
排水設備の工事は、政令第8条に規定されている構造の技術上の基準に適合した施工がされなければなりません。その適正な施工を確保するために、排水設備の新設等の工事及び水洗便所への改造工事は、一定の技術力を持ったもの（責任技術者）が専属する指定工事店でなければ行うことができません。指定工事店としてあるまじき行為をしている業者については、平塚市公共下水道指定工事店等に関する規則に従い指定の取り消し又は停止処分をすることがあります。

#### (3) 排水設備の計画確認

公共下水道管理者は、排水設備の新設等について、それを行おうとする者（設置義務者）からの条例等で定める排水設備新設等確認申請書等の必要書類を提出させ工事の着手前に、その計画が法令等の規定に適合していることを確認し「確認の通知」を行います。また、計画の変更の場合も同様です。

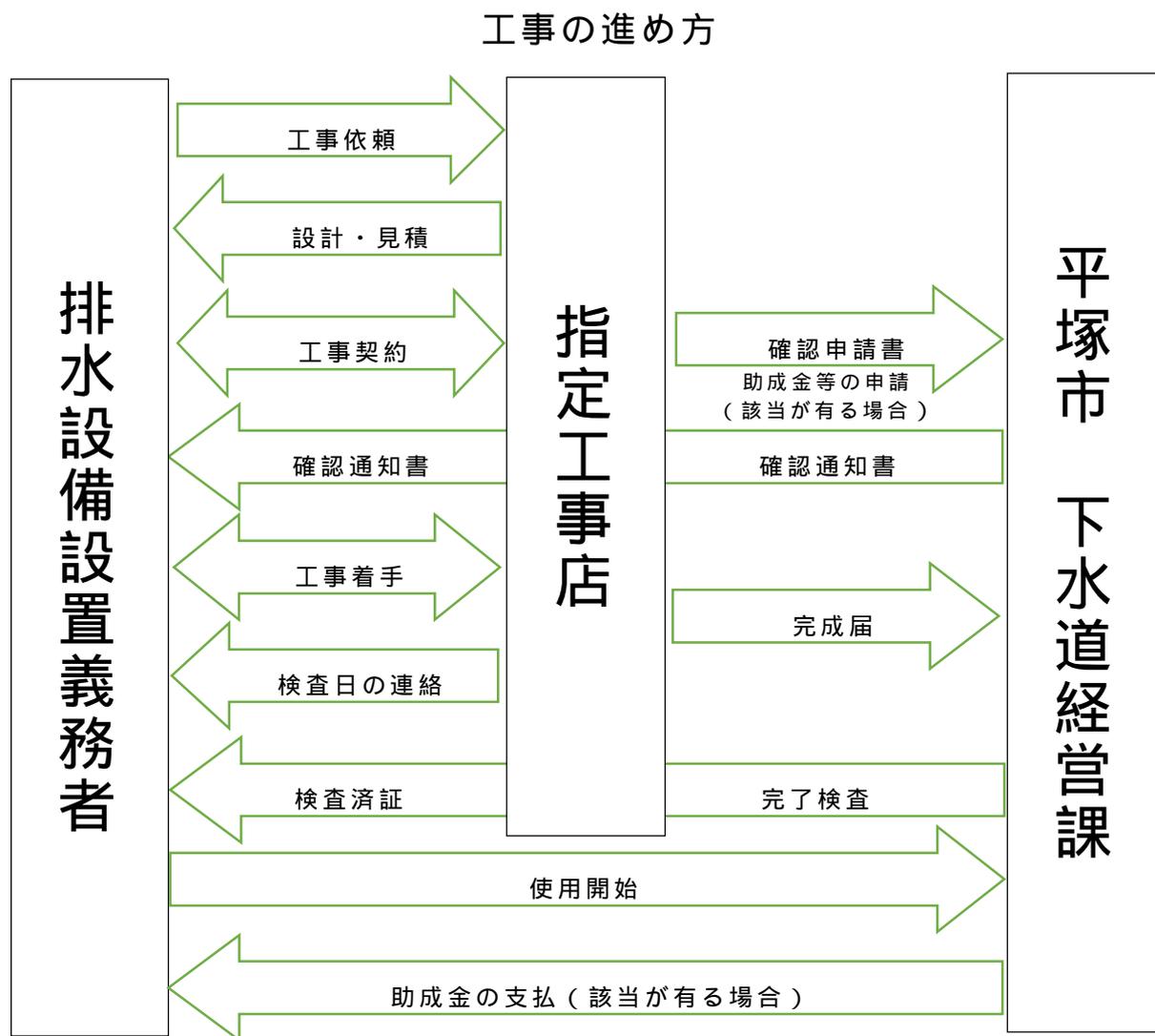
#### (4) 排水設備の完了検査

排水設備の工事が完了したときは、公共下水道管理者は条例等によって排水設備棟完成届等を提出させ、完成届の内容に基づき工事が適正に行われたかを検査し、申請内容に適合すると認めるときは検査済証を交付します。



#### 4 工事の進め方

排水設備設置義務者から工事依頼を受け、工事費の精算までの流れは下図のようになります。これらの手順に従って一連の事務を進めることになります。



( 1 ) 排水設備新設等確認申請書

排水設備設置義務者から工事の依頼を受け現地調査を完了したあとで、工事依頼者に代わって申請書を提出することになります。したがって、所定の欄を工事依頼者に記入捺印してもらい、排水設備等設計図と併せて下水道経営課へ提出します。提出は、工事着手の14日前までとしています。なお、ここで注意することは、あくまでも工事については工事依頼者と指定工事店との契約であり、見積金額については工事依頼者の了解を得ておかなければなりません。

( 2 ) 排水設備新設等確認通知書

排水設備新設等確認申請書を総合的に審査し、確認されると指定工事店に排水設備新設等確認通知書が交付されます。標準審査期間で審査しますので期日に受け取りに来てください。工事は排水設備新設等確認通知書を受理してから着手してください。

( 3 ) 工事着手

排水設備等設計図を基に施工してください。施工にあたっては『第2章工事取扱要領』を参照してください。

( 4 ) 排水設備等完成届兼公共下水道使用申告書

工事完了後、5日以内に工事依頼者に所定の欄に記入捺印してもらい、竣工図を添付し完成届を提出してください。完成届の提出時に完成検査日が決定されますので、排水設備設置義務者に連絡をお願いします。

( 5 ) 完成検査

検査は、排水設備責任技術者が立会います。鏡又はライト等の検査用具を持参してください。

( 6 ) 検査済証

完成検査に合格すると検査済証が交付されます。検査済証は雨どい等の確認しやすい箇所に張りつけてください。

( 7 ) 工事費の精算 (対象外あり)

貸付あっせん又は共同排水設備工事費助成金を利用するものについては、完成検査に合格したあとで、排水設備等工事設計書の精算額により精算することになります。

## 5 助成金等の制度（対象外あり）

排水設備の必要性、重要性については今まで述べてきたとおりですが、下水道法第11条の3では処理を開始すべき日から3年以内に水洗便所への改造義務等があり、普及促進の意味も含めて平塚市においては助成金、貸付あっせん、共同排水設備工事費助成金の制度を設けています。これらの制度を希望する工事依頼者については、排水設備新設等確認申請書と併せそれぞれの申請書に係る書類を付けて提出することになります。助成金、貸付あっせんはどちらか一方だけしか受けることができないので注意をしてください。

### （1）助成金

自己の居住の用に供する家屋、建物の区分所有等に関する法律に規定する区分所有者の団体が管理する建物（主にマンション）に係る排水設備の設置及び水洗化をした個人又は団体に1回に限り交付するもので、一律25,000円とします。

ア 助成金を受けることができるものは次のとおりです。

（ア）市内に住所を有すること。

（イ）建物の所有者で、市税、下水道事業受益者負担金若しくは下水道事業分担金及び公共下水道使用料を完納していること。

（ウ）公共下水道の供用（処理）開始の日から3年以内に水洗化工事をしたとき。

イ 次の場合は、助成金を受けることができません。

（ア）法人（マンション等の管理組合法人を除く）や店舗、事務所などの建物

（イ）新築や増築、改築で建築確認を必要とするもの。

（ウ）貸付あっせんを受けようとするとき。

ウ 申請について

申請書は工事依頼者に所定の欄に記入捺印してもらい請求書及び排水設備新設等確認申請書と併せて提出してください。

### （2）貸付あっせん

水洗便所に改造するときの一時的な費用負担を少しでも軽くするため、市内の金融機関に改造資金の貸付あっせんをしています。

ア 貸付あっせんを受けることができるものは次のとおりです。

（ア）建物の所有者で、本市の市税、下水道事業受益者負担金若しくは下水道事業分担金及び公共下水道使用料を完納していること。

（イ）連帯保証人をたてられること。

（ウ）公共下水道の供用（処理）開始の日から3年以内に水洗化工事を

したとき。

イ 次の場合は、貸付あっせんを受けることができません。

(ア) 法人や店舗、事務所などの建物

(イ) 新築や増築、改築で建築確認を必要とするもの。

(ウ) 助成金を受けようとするとき。

(エ) 破産者

(オ) 銀行取引停止処分を受けている者

ウ 貸付あっせん額

工事費で200万円まで。(1万円単位)ただし、大工工事、植木や庭石の移動工事などは、貸付あっせん額から除かれます。

エ 返済

(ア) 1種(建物の所有者が住んでいる建物)

..... 50箇月以内の均等返済

(イ) 2種(貸家、アパートなど)..... 25箇月以内の均等返済

ただし、1種及び2種とも1箇月の返済額は3,000円以上とする。

オ 利息

無利息とする。(市が金融機関に支払う)ただし、返済の遅れによる延滞利息及び延滞損害金は借受人の負担とします。

カ 連帯保証人の資格

次の要件を備え、かつ、保証能力がある者とします。

(ア) 破産者でないこと。

(イ) 未成年者、成年被後見人、被保佐人でないこと。

\* 証明として「登記されていないことの証明書」の提出が必要

(ウ) 神奈川県内に居住していること。

(エ) 本市の市税、下水道事業受益者負担金若しくは下水道事業分担金及び公共下水道使用料を滞納していないこと。

(オ) 独立して生計を営んでいること。

(カ) 65歳以下であること。

(キ) 年間収入が200万円以上であること。

## キ 用意する書類

申請書、保証書などのほかに次の書類が必要です。

書類名	印鑑証明書	身分証明書	所得証明書	登記されていないことの証明書
申請者	○	○		
連帯保証人	○	○	○	○

本市に住所を有しない場合

所得証明書は住所のある市区町村、身分証明書は本籍地のある市町村、登記されていないことの証明書は法務局に問い合わせてください。

## ク 申請について

申請書、保証書を各自自筆で署名、捺印をしてもらい添付書類を確認して排水設備新設等確認申請書と併せて提出してください。

## (3) 共同排水設備工事費の助成

公共下水道区域内において、私道を通さなければ下水を公共下水道に排除できないか又は困難である者に対して、その工事費の一部を助成するものです。

### ア 助成の対象

公道に一端以上が接している幅員1.8m以上の私道内に設置するもので、しかも所有者(設置義務者)の異なる2棟以上の家屋が、私道を通さなければ下水を公共下水道に排除できないか又は困難であるものとします。ただし、新築の場合は対象外です。

### イ 助成率

共同で使用する部分及び共同部分から各宅地内の取付けますまでに係る部分の工事に要する費用の60%を助成します。

### ウ 申請期間

公共下水道の供用開始の日から1年以内に申請する場合があります。

### エ 申請者

設置義務者が申請者となりますが、申請者に対する通知、助成金の交付は代表者に対して行うので代表者を選出させておいてください。

### オ 助成金の申請

共同排水設備助成申請書は排水設備新設等確認申請書と併せて提出してください。

(ア) 添付書類

- a 私道の所有者、地上権者等利害関係者の承諾書
- b 請求書
- c 道路標準構造図
- d 施工前の現況写真
- e 公図及び私道の権利関係の分かる書類

(イ) 申請者は、市税、下水道事業受益者負担金若しくは下水道事業負担金及び公共下水道使用料を完納していること。

カ その他

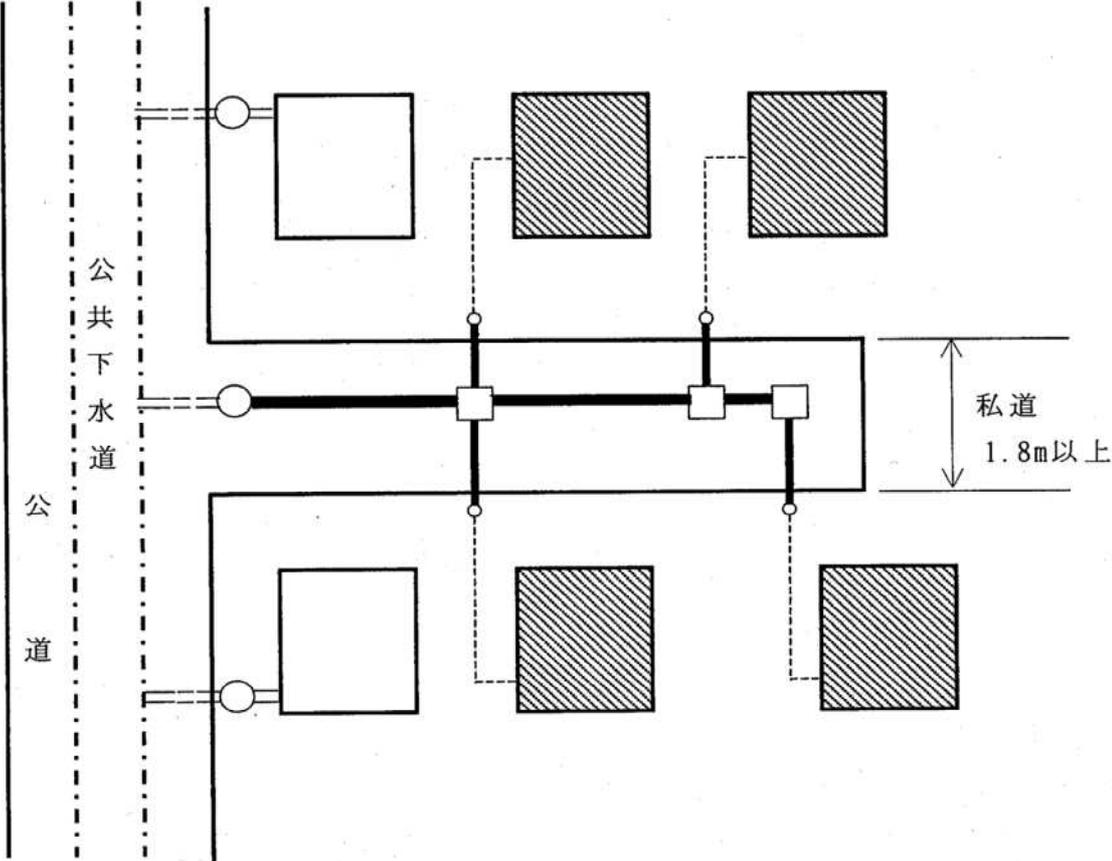
(ア) 助成を受けて設置した共同排水設備の使用を新たに希望する者があるときは拒むことができない。

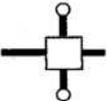
(イ) 共同排水設備は設置後 6 年間は廃止できない。また、共同排水設備設置後速やかに各敷地内の排水設備を設置すること。

(ウ) 工事は平塚市公共下水道指定工事店でなければならない。

(エ) 共同排水設備の維持管理は使用者が行うものとする。

参 考 図



- ===○ 公共汚水ます
- 凡 例  共同排水設備（助成金対象部分）
-  私道を通さなければ下水を公共下水道に排除できない家屋
- 敷地内の排水設備

## 6 排水設備確認申請に必要な書類及び順序

### (1) 請負の場合

- ア 排水設備新設等確認申請書(1部)
- イ 排水設備等設計図(2枚)
- ウ 案内図(1枚)

### (2) 助成金の場合

- ア 排水設備新設等確認申請書(1部)
- イ 排水設備等設計図(2枚)
- ウ 案内図(1枚)
- エ 排水設備設置水洗化助成申請書(1部)
- オ 排水設備設置水洗化助成請求書(1部)  
訂正する場合は、申請書で用いた印鑑で訂正印が必要。
- カ 排水設備設置水洗化助成同意書兼調査票(1部)

### (3) 貸付あっせんの場合

- ア 排水設備新設等確認申請書(1部)
- イ 排水設備等工事設計書と排水設備等工事設計書のコピー
- ウ 排水設備等設計図(2枚)
- エ 案内図(1枚)
- オ 排水設備設置水洗化資金貸付あっせん申請書(1部)  
実印の所は実印を押印。捨て印も押す。
- カ 排水設備設置水洗化資金貸付あっせん同意書兼調査票(1部)
- キ 申請者と連帯保証人の印鑑登録証明書
- ク 排水設備設置水洗化貸付あっせん保証書
  - ・日付は入れる
  - ・保証書は保証人の実印で、収入印紙は200円を貼り保証人の実印で割り印。
- ケ 身分証明書
- コ 登記されていないことの証明書

( 4 ) 共同排水設備工事費における助成の場合

- ア 排水設備新設等確認申請書 ( 1 部 )
- イ 排水設備等工事設計書と排水設備等工事設計書のコピー
- ウ 排水設備等設計図 ( 2 枚 )
- エ 公共下水道共同排水設備設置承諾書のコピー
- オ 道路標準横断図
- カ 施工前の現況写真
- キ 案内図 ( 1 枚 )
- ク 特殊材料の見積り
- ケ 共同排水申請書
- コ 公共下水道共同排水設備助成申請書
- サ 公共下水道共同排水設備助成請求書  
共同排水設備工事助成金用。
- シ 公共下水道共同排水設備助成同意書兼調査票
- ス 公共下水道共同排水設備設置承諾書  
土地所有者全員の承諾、共有者も全員必要。
- セ 案内図 ( 1 枚 )
- ソ 公図のコピー  
私道部分の登記簿謄本等の権利関係が分かる書類のコピー

7 工事完了に必要な書類

( 1 ) 請負、助成金の場合

- ア 排水設備等完成届兼公共下水道使用申告書 ( 完成届 )
- イ 竣工図 ( 2 枚 )
- ウ 工事写真

( 2 ) 貸付あっせん、共同排水助成の場合

- ア 排水設備等完成届兼公共下水道使用申告書 ( 完成届 )
- イ 排水設備等工事設計書
- ウ 排水設備検査票
- エ 竣工図 ( 2 枚 )
- オ 特殊材料請求書等のコピー
- カ 工事写真

提出書類は工事完了後 5 日以内に提出してください。

## 参 考 資 料

1	排水設備新設等確認申請書 .....	1 5
2	排水設備等完成届兼公共下水道使用申告書 .....	1 6
3	排水設備設置水洗化助成申請書 .....	1 7
	排水設備設置水洗化助成調査票兼同意書 .....	1 8
4	排水設備設置水洗化資金貸付あっせん申請書 .....	1 9
	排水設備設置水洗化資金貸付あっせん調査票兼同意書 .....	2 0
	排水設備水洗化貸付あっせん保証書 .....	2 1
5	公共下水道共同排水設備助成申請書 .....	2 2
	公共下水道共同排水設備設置承諾書 .....	2 3
	公共下水道共同排水設備設置助成同意書兼調査票 .....	2 4
6	排水設備の法体系 .....	2 5

## 排水設備新設等確認申請書

(提出先)

平塚市長

年 月 日

※本枠内のみ記入してください。  
※権利者の承諾は申請書と同一の様式は記入不要です。

	下 経	課長	担当長	担当者
申請者(代表)住所	電話	氏名(ふりがな)  ?		
設置場所の住所 平塚市	電話	使用者氏名又は名称  世帯数                      ・                      使用人数                      人		
設置区分 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増改設		建物区分 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 新築・増改築		
現在の便所の状況 <input type="checkbox"/> くみ取り                      ?                      浄化槽                      ?                      水洗化		既設検査済証番号  →		
排除汚水の性質 <input type="checkbox"/> 一般家庭用汚水 <input type="checkbox"/> 浴場用汚水 <input type="checkbox"/> 工場用汚水 ⇒	汚水の種類	工事予定期間	月	日から
			月	日まで
		予定排水量	1日平均                      ?	
指定工事店 所在地 名称 電話番号 指定番号	排水技術者  氏名                      ? 登録番号			
助成金等の申請区分 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有                      ⇒ <input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 助成金 <input type="checkbox"/> 貸付金 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無				
添付書類 <input type="checkbox"/> 申請地付近案内図 <input type="checkbox"/> 土地、建物の状況を示す平面図 <input type="checkbox"/> 横断面図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/> 配管立図 <input type="checkbox"/> その他(                      )				
決定区分 <input type="checkbox"/> 認める <input type="checkbox"/> 認めない	審 査		事業区分 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 新田                      ・                      区域外	
決定理由 .....			処理回数  回	
指示事項			受益者負担金	下水道使用料
受付	審査	決裁	施行	完結

下水道法第5条関係

(注意) この申請書は必ず工事着工の14日前までに提出してください。

法人の場合は社印、代表者印を必ず押印してください。

### 排水設備等完成届兼公共下水道使用申告書

(提出先)

平塚市長  
年 月 日

排水設備等の完成を届け出ます。

公共下水道の使用を申告するとともに、上下水道料金一括納付制度により、公共下水道使用料の支払は、水道料金の支払方法と同様にすることに同意します。

太枠内のみ記入してください。

申請者(代表)住所	電話 ( )	氏名(ふりがな)
設置場所の住所 平塚市	電話 ( )	氏名(ふりがな)
使用区分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	
建物区分	<input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 新築・増築	
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道(専用・共同) <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 水道と井戸の併用	
汚水区分	<input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 浴場 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> その他	
水栓番号	<p style="text-align: center;"><b>2 2 9</b> ( 2 2 8 ) - <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> - * * *</p> <p><small>・水道の検針票(上下水道使用量のお知らせ)や領収書等から、229(又は228)の後に続く6桁の数字を転記してください。 0で始まる番号であっても、0を省略せず、6桁の番号を記入してください。 ・本書1枚で複数の水栓番号を申告する場合(例、集合住宅)は、本欄に「別紙のとおり」と記入し、申告する全ての水栓番号が記載された別紙を添付してください。</small></p>	
工事完成年月日	年 月 日	助成 共同
使用開始年月日	年 月 日	請負
指定工事店名	電話 ( )	
認定年月日及び番号	年 月 日	第 号

(注意)この届書は工事完成後5日以内に市へ提出してください。法人の場合は、社印・代表社印を必ず押印してください。

決定区分 合格 不合格	検査員名	検査済証番号 No.	年度	整理番号
検査結果	_____			
受付	検査合格	決裁	完結	

下水道経営課保存

下 経	課長	排水設備担当長	排水設備担当者	総務担当長	総務担当者
				雨水浸透担当者	台帳確認担当者
				下 整	

第1号様式(第6条関係)

## 排水設備設置水洗化助成申請書

(提出先)

平塚市長

年 月 日

課長	担当長	担当者
----	-----	-----

※ 太わく内のみ記入してください。

申請者				
住所 平塚市				
ふりがな				
氏名 <span style="float: right;">☎ 電話 (      )</span>				
設置場所	申請者住所と同じ			
施行期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
指定工事店	所在地 ----- 名称及び代表者 <span style="float: right;">電話 (      )</span>			
決定区分	水洗化助成規則第7条の規定により <input type="checkbox"/> 助成する <input type="checkbox"/> 助成しない			
備考(条件等) ----- ----- ----- -----				
受付	起案	決裁	施行	完結
.	.	.	.	.

## 同 意 書

(提出先)

平塚市長

年      月      日

申請者	
住所 平塚市	
-----	
ふりがな	
氏名	Ⓜ 電話 (      )
-----	
排水設備設置水洗化助成申請に係る市税等の納入状況の確認について同意します。	

### 排水設備設置水洗化助成調査票

納税課	下水道経営課	
市 税	下水道事業受益者負担金・ 下水道事業分担金	公共下水道使用料
滞納なし	滞納なし	滞納なし
確認者印 <input style="width: 80px; height: 30px; border: 1px dashed black;" type="text"/>	確認者印 <input style="width: 80px; height: 30px; border: 1px dashed black;" type="text"/>	確認者印 <input style="width: 80px; height: 30px; border: 1px dashed black;" type="text"/>
確認年月日      ・      ・	確認年月日      ・      ・	確認年月日      ・      ・

上記について確認をお願いします。

年      月      日

納税課長様

下水道経営課長

### 排水設備設置水洗化資金貸付あっせん申請書

(提出先)  
平塚市長

年 月 日

課長	担当長	担当者
----	-----	-----

申請者		借入希望金融機関		
本籍		<input type="checkbox"/> 横浜銀行平塚支店 <input type="checkbox"/> スルガ銀行平塚支店 <input type="checkbox"/> 平塚信用金庫 店 <input type="checkbox"/> 神奈川銀行 支店 <input type="checkbox"/> 中南信用金庫 支店 <input type="checkbox"/> 湘南農業共同組合 支所、支店 <input type="checkbox"/> 中栄信用金庫 支店 <input type="checkbox"/> 静岡中央銀行平塚支店 <input type="checkbox"/> 中央労働金庫平塚支店		
住所				
氏名 (実印) 年 月 日生				
職業 電話 ( )				
連帯保証人				
本籍				
住所				
氏名 (実印) 年 月 日生				
職業 電話 ( )				
設置場所 平塚市				
融資の区分 <input type="checkbox"/> 第1種融資 (自家自住) <input type="checkbox"/> 第2種融資 ( <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 借家 )				
返済回数 [ 1種 <input type="checkbox"/> 50回 <input type="checkbox"/> (50回未満) 回 ] [ 2種 <input type="checkbox"/> 25回 <input type="checkbox"/> (25回未満) 回 ]				
借入希望額 <input type="checkbox"/> 標準工事費全額 <input type="checkbox"/> 標準工事費の範囲内で後日借入額を連絡する				
指定工事店名				
添付書類 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(全員) <input type="checkbox"/> 保証書 <input type="checkbox"/> 所得証明書(本市に住所がない者)				
決定区分 貸付あっせん規則第10条の規定により <input type="checkbox"/> あっせんする。 <input type="checkbox"/> あっせんしない。				
受付	起案	決裁	施行	完結

※申請人・連帯保証人は自筆で書いて下さい。  
 ※申請人・連帯保証人に市税・受益者負担金等の滞納がある場合は助成できません。

※印鑑は実印を使用し捺印として欄外にも押印してください。

## 排水設備設置水洗化資金貸付あっせん調査票

	市民課	納税課	下水道経営課	
	破産者 該当なし	市税 滞納なし	成年被後見人・被保佐人 該当なし	下水道 使用料等 滞納なし
申請者	確認者印	確認者印	/	確認者印
本籍				
住所				
氏名 年 月 日生				
職業 電話 ( )	. .	. .	. .	. .
連帯保証人	確認者印	確認者印	申請者提出の「登記されていないことの証明書」で確認	確認者印
本籍				
住所				
氏名 年 月 日生				
職業 電話 ( )	. .	. .	. .	. .

上記について確認をお願いします。

年 月 日

市民課長  
様  
納税課長

下水道経営課長

同意書	
(提出先) 平塚市長	年 月 日
排水設備設置水洗化資金貸付あっせん申請に係る市税等納入状況の確認について同意します。	
申請者	
住所	氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
連帯保証人	
住所	氏名 <span style="float: right;">㊟</span>

保 証 書

収 入  
印 紙

本 人 住 所

氏 名

( 年 月 日生 )

上記の者が平塚市公共下水道排水設備設置水洗化資金貸付あっせん規則（以下「あっせん規則」という。）により排水設備設置水洗化資金貸付のあっせんを受けるにあたりましては、あっせん規則及び融資を受ける金融機関と結ぶ金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）の契約事項を誠実に守らせます。

万一本人が契約に違反して貴市に損害を与えた場合は、あっせん規則に定めるところにより私が当該損害額に利息を付した金額を直ちに弁済します。

後日のため保証書を差し入れます。

年 月 日

連帯保証人

住 所

氏 名



(提出先)

平 塚 市 長

第1号様式(第5条関係)

## 公共下水道共同排水設備助成申請書

(提出先)

平塚市長

年 月 日

課長	担当長	担当者
----	-----	-----

※太枠内のみ記入してください。

申請者代表 住 所 ..... (ふりがな) 氏 名 .....	電話 (      ) ..... .....			
設置場所(地番で記入) 平塚市				
指定工事店名 所 在 地 名称及び代表者				
工事予定期間 年 月 日      ～      年 月 日				
私達は「平塚市公共下水道の共同排水設備工事費の助成に関する規則」その他関係の法令を了解のうえ、関係書類を添付して、上記のとおり共同で排水設備を設置する工事費の助成について関係者一同一致して申請します。				
申請者住所 ..... ..... ..... ..... .....	氏 名 ..... ..... ..... ..... .....			
添付書類 <input type="checkbox"/> 私道所有者の承諾書 <input type="checkbox"/> 案内図				
決定区分 <input type="checkbox"/> 助成する <input type="checkbox"/> 助成しない				
決定理由				
受付 . . .	起案 . . .	決裁 . . .	施行 . . .	完結 . . .

公共下水道共同排水設備設置承諾書

(設置場所) 地番で記入

平塚市

-----

上記の私道内に共同排水設備を設置することを承諾します。

年 月 日

(提出先)

平塚市長

(私道所有者)

住 所

氏 名

-----  
印

## 同意書兼調査票（共同排水設備助成）

年 月 日

（提出先）

平塚市長

私は、共同排水設備助成申請に係る市税等納入状況の確認について同意します。

（共同排水設備工事費の助成に関する規則第6条第2項による調べ）

同意者〔申請者〕			収納状況確認欄		
			納税課	下水道経営課	
住 所	(ふりがな) 氏 名	印	市 税	受益者 負担金	下水道 使用料
.....			滞納なし 確認者印  . .	滞納なし 確認者印  . .	滞納なし 確認者印  . .
.....			滞納なし 確認者印  . .	滞納なし 確認者印  . .	滞納なし 確認者印  . .
.....			滞納なし 確認者印  . .	滞納なし 確認者印  . .	滞納なし 確認者印  . .
.....			滞納なし 確認者印  . .	滞納なし 確認者印  . .	滞納なし 確認者印  . .
.....			滞納なし 確認者印  . .	滞納なし 確認者印  . .	滞納なし 確認者印  . .

上記について確認をお願いします。

納税課長様

下水道経営課長

## 6 排水設備の法体系

排水設備に関する法令としては本市の条例、規則等も含めると次のようなものが掲げられる。排水設備を設置するためには、以下の法令に規定されている内容が必要となる。

下水道法

下水道法施行令

下水道法施行規則

平塚市下水道条例

平塚市下水道条例施行規則

平塚市公共下水道指定工事店等に関する規則

平塚市公共下水道排水設備設置水洗化貸付あっせん規則

平塚市公共下水道排水設備設置水洗化助成規則

平塚市公共下水道の共同排水設備工事費の助成に関する規則

平塚市ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱

建築基準法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

水質汚濁防止法

消防法施行令

下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会）